

令和6年度

児童手当制度改革のご案内

令和6年10月1日施行

令和6年10月分(12月支給)より児童手当制度が変わります

- ☑所得制限の撤廃
- ☑支給対象を高校生年代まで拡大
- ☑第3子以降の支給月額を3万円に増額
- ☑大学生年代から第1子としてカウント
- ☑支給月が年6回に(2月・4月・6月・8月・10月・12月に支給)
- ☑支払通知を廃止(支給月額は、資格認定時または支給額改定があった場合に通知します)

改正後の支給月額 (1人につき)	3歳未満	3歳～高校生年代まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

※第3子以降とは、大学生年代以下(H14.4.2生～)の養育している子のうち、上から3番目以降の高校生まで(H18.4.2生～)の子をいいます

支給にあたっては、**申請が必要な場合**と、**不要な場合**があります。
裏面の申請フローを確認し、申請が必要な場合は、申請期限までに
手続きをお願いします。

申請期限

令和6年10月18日(金)まで



※申請もれを防ぐため、**令和7年3月31日まで(必着)**の申請猶予期間を設けています。この期間に申請があった場合は、令和6年10月分からさかのぼって支給します。
※令和7年4月1日以降に申請した場合、申請の翌月分からの支給となります。

申請方法

①郵送(期日必着)

または

②市役所子育て支援課

(総合保健福祉センター1階②番窓口)

へご提出ください

問合せ

八街市 子育て支援課 児童家庭係

〒289-1192 八街市八街ほ35-29

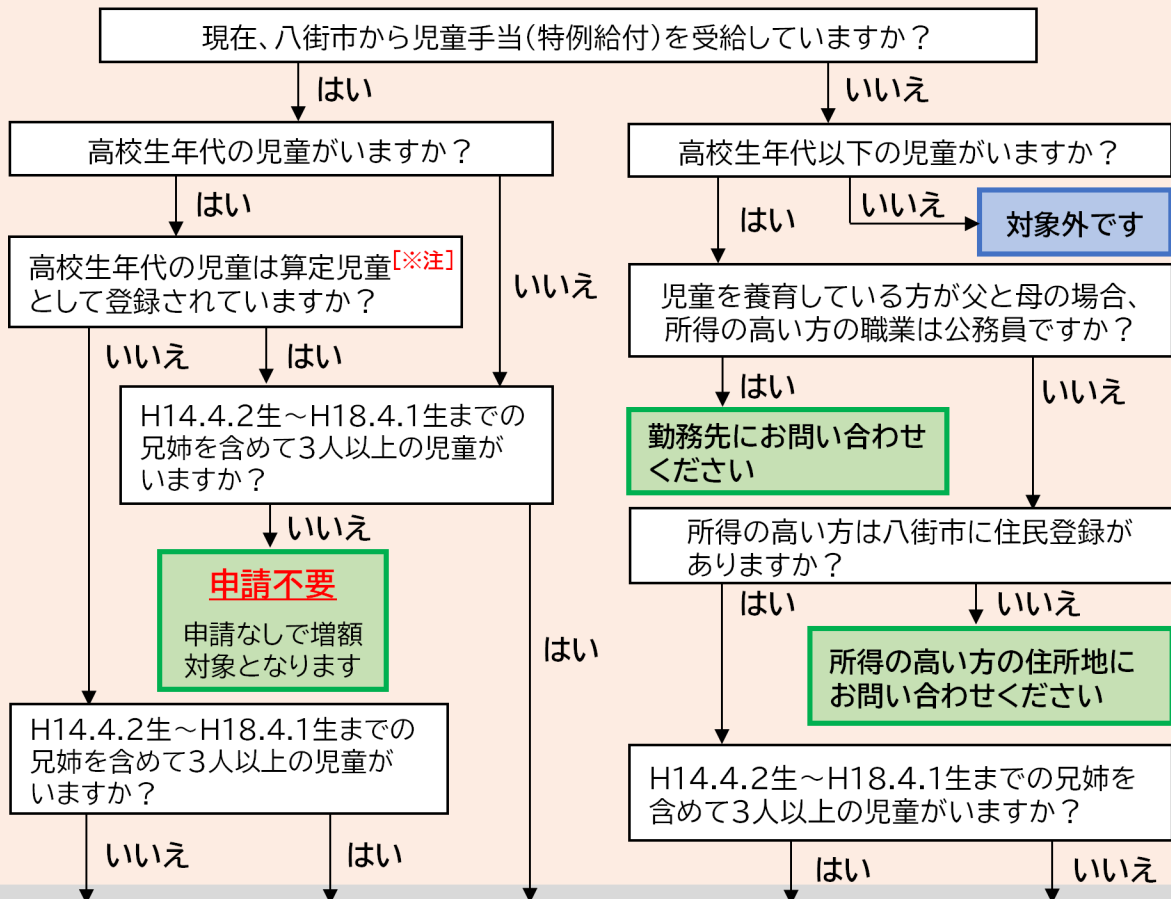
TEL 043-443-1693

ホームページ

・制度の概要
・よくある質問
・申請書のダウンロード



申請フロー



提出が必要

【※注】高校生年代の児童のうち、中学生年代まで八街市で児童手当を受給していて、その後も状況に
 変わらない場合や、令和6年6月以降に現況届において別居監護申立書を提出している場合は、
原則算定児童として登録されています。

- 申請者は、父母のうち、所得の高い方になります。
- 「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、H14.4.2生～H18.4.1生の児童の生計費などの経済的負担が生じている場合に限り必要です。
- 申請者と高校生年代の児童が別居しているときは、「別居監護申立書」の提出が必要です。
- 申請者が令和6年9月末日までに八街市から転出する場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。

現在、八街市から児童手当を受給していて、第3子加算を受けている世帯、特例給付を受給している世帯は、**申請なしで増額対象**とし、**額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付**します。

審査結果について

提出いただいた請求書については、
改正法の施行後の10月より審査を開始
します
審査結果は、**11月下旬頃**に送付します

令和6年度 児童手当制度改革の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください